# 令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する 調査結果概要(本県公立学校)

令和7年10月

栃木県教育委員会事務局 学校安全課

本資料は、統計法第33条に基づき、「文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」の調査票情報を利用し、県教育委員会が本県公立学校分の調査結果を集計し たものである。

#### 1 調査結果概要と主な傾向

- (1) いじめ [小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校]
  - 〇 概要

いじめの認知件数は 6,865 件(前年度 6,183 件)であり、前年度に比べ 682 件増加した。児童生徒 1,000 人当たりの認知件数は 39,7 件(前年度 35,0 件)であった。

- 〇 主な傾向
  - ・ 前年度と比べ小学校で593件増加、中学校で98件増加、高等学校で4件減少、特別支援学校で5件減少した。
  - いじめの解消率は、全体では75.4%(前年度79.5%)であった。
  - いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査等」が最も多かった。
  - ・ いじめの態様は、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が最 も多かった。
  - ・ いじめの「重大事態」の件数は27件(前年度31件)であり、前年度に比べ4件減少した。 その内、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」に該当するも のが12件、第2号に規定する「重大事態」に該当する事案が9件、第1号、第2号両方に 該当する事案が6件であり、校種別では、小学校で9件、中学校で7件、高等学校で11件、 特別支援学校で0件であった。
- (2) 暴力行為[小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)]
  - 〇 概要

発生件数は 1,978 件(前年度 1,339 件)であり、前年度に比べ 639 件増加した。児童生徒 1,000 人当たりの発生件数は、11.6 件(前年度 7.7 件)であった。

- 〇 主な傾向
  - 対教師暴力は203件(前年度159件)であり、前年度に比べ44件増加した。校種別では、 小学校で61件増加、中学校で16件減少、高等学校で1件減少した。
  - ・ 生徒間暴力は 1,477 件(前年度 995 件)であり、前年度に比べ 482 件増加した。校種別では、小学校で 324 件増加、中学校で 147 件増加、高等学校で 11 件増加した。
  - ・ 対人暴力は 17 件(前年度 6 件)であり、前年度に比べ 11 件増加した。校種別では、小学校で 2 件増加、中学校で 6 件増加、高等学校で 3 件増加した。
  - ・ 器物損壊は 281 件(前年度 179 件)であり、前年度に比べ 102 件増加した。校種別では、 小学校で 99 件増加、中学校で 14 件増加、高等学校で 11 件減少した。
- (3) 長期欠席 [小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制)]
  - ア 小・中学校(義務教育学校を含む)
    - 〇 概要
      - 長期欠席した児童生徒数は、小・中学校を合わせて 8,246 人(前年度 8,115 人)であり、

前年度に比べて131人増加した。

- 病気を理由に長期欠席した児童生徒数は、小・中学校合わせて 1,729 人(前年度 1,710 人)であり、長期欠席者に占める割合は 21.0%(前年度 21.1%)であった。
- ・ 経済的理由で長期欠席した児童生徒数は、小・中学校ともにO人(前年度O人)であった。
- 不登校児童生徒数は、小・中学校を合わせて 5,983 人(前年度 5,805 人)であり、前年度に比べ 178 人増加した。長期欠席者に占める割合は 72.6%(前年度 71.5%)であった。また、不登校児童生徒の割合は 4.37%(前年度 4.14%)であった。

#### 〇 主な傾向(不登校)

- 小学校の不登校児童数は 2,187 人(前年度 1,945 人)であり、前年度に比べ 242 人増加した。不登校児童の割合は 2.44%(前年度 2.12%)であった。
- 中学校の不登校生徒数は3,796人(前年度3,860人)であり、前年度に比べ64人減少した。不登校生徒の割合は8.02%(前年度7.96%)であった。

#### イ 高等学校(全日制・定時制)

## 〇 概要

- 長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて 1,341 人(前年度 1,230 人)
   であり、前年度に比べて 111 人増加した。
- 病気を理由に長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて 267 人(前年度 285 人)であり、長期欠席者に占める割合は 19.9%(前年度 23.2%)であった。
- · 経済的理由で長期欠席した生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて7人(前年度6人)であった。長期欠席者に占める割合は0.5%(前年度0.5%)であった。
- 不登校生徒数は、全日制課程と定時制課程を合わせて 1,033 人(前年度 891 人)であり、 前年度に比べて 142 人増加し、長期欠席者に占める割合は 77.0%(前年度 72.4%)であった。また、不登校生徒の割合は 3.15%(前年度 2.68%)であった。

## 〇 主な傾向(不登校)

- 全日制課程の不登校生徒数は 788 人(前年度 670 人)であり、前年度に比べ 118 人増加した。不登校生徒の割合は 2.48%(前年度 2.07%)であった。
- 定時制課程の不登校生徒数は 245 人(前年度 221 人)であり、前年度に比べ 24 人増加した。不登校生徒の割合は 25.71%(前年度 23.71%)であった。

## (4) 中途退学 [高等学校(全日制・定時制・通信制)]

#### 〇 概要

高等学校における中途退学者数は 358 人(前年度 393 人)であり、前年度に比べて 35 人減少した。中途退学者の割合は 1.06%(前年度 1.15%)であった。

## 〇 主な傾向

- 全日制課程の中途退学者数は247人(前年度275人)であり、前年度に比べ28人減少した。
   中途退学者の割合は0.78%(前年度0.85%)であった。
- ・ 定時制課程の中途退学者数は 77 人(前年度 85 人)であり、前年度に比べ 8 人減少した。 中途退学者の割合は 8.10%(前年度 9.09%)であった。
- 通信制課程の中途退学者数は34人(前年度33人)であり、前年度に比べ1人増加した。 中途退学者の割合は3.24%(前年度3.31%)であった。
- ・ 主な中途退学の理由は、「学校生活・学業不適応」と「進路変更」であり、この2つで 全体の約80%を占めている。

## 【資料】

### 1「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)。(以下「法」という。)第2条第1項)をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 2 「暴力行為」の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える 行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校 職員も含む)、「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る)、「対人暴力」 (対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く)、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分 ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

なお、本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が次の例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象とすること。

- 「対教師暴力」の例
  - 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
  - 教師の胸ぐらをつかんだ。
  - 養護教諭めがけていすを投げつけた。
- 「生徒間暴力」の例
  - 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
  - ・ 高等学校在籍の生徒が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付け た。
  - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- 「対人暴力」の例
  - 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
  - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
  - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- 「器物損壊」の例
  - トイレのドアを故意に壊した。
  - 補修を要する落書きをした。
  - 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
  - 学校備品(カーテン、掃除道具等)を故意に壊した。

#### 3「長期欠席者」の定義

令和7(2025)年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和6年度間(令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの1年間)に30日以上欠席した(連続したものであるか否かを問わない)児童生徒数。

### 〔長期欠席の理由〕

- (1)病気:本人の心身の故障等(けがを含む。)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期 欠席した者(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが 適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。)。
- (2)経済的理由:家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない理由で長期欠席した者。
- (3) 不登校:何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。)。
- ○「不登校」の具体例
  - ・ 友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
  - ・ 遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
  - ・ 無気力で何となく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続き しない。
  - ・ 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。 漠然とした不安を訴え登校しない など、不安を理由に登校しない(できない)。
- (4) その他:「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期 欠席した者。
- ○「その他」の具体例
  - ・ 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
  - 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
  - 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
  - ・ 感染症の回避(ただし、「非常災変等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない 事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、生徒指導要 録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席としないとされた者を除く。)
- ※ 新型コロナウイルスの感染回避(令和5年度調査より削除) 新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び 医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者。

#### 4「中途退学」の定義

退学者とは、令和6年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。

# 令和6年度 いじめの状況

栃木県教育委員会

# 1. 調査対象

本県公立学校[小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)、特別支援学校]

# 2. いじめの認知学校数・認知件数

区分	年度	公立学校 総数(A)	認知学校数 (B)	認知した学校 の割合(%) (B/A×100)	認知件数 (C)	1校当たりの 認知件数 (C/A)	1,000人当たり の認知件数	いじめの 解消率(%)
	R4	346	293	84.7	3,590	10.4	38.5	76.4
小学校	R5	340	301	88.5	4,265	12.5	46.6	78.7
	R6	336	311	92.6	4,858	14.5	54.3	73.7
	R4	157	136	86.6	1,364	8.7	27.6	84.3
中学校	R5	154	134	87.0	1,563	10.1	32.2	81.8
	R6	154	141	91.6	1,661	10.8	35.1	81.1
	R4	85	57	67.1	206	2.4	5.5	79.1
高校 特別支援	R5	85	63	74.1	355	4.2	9.7	78.9
	R6	84	63	75.0	346	4.1	9.5	72.3
	R4	588	486	82.7	5,160	8.8	28.6	78.6
合 計	R5	579	498	86.0	6,183	10.7	35.0	79.5
	R6	574	515	89.7	6,865	12.0	39.7	75.4

# 3. いじめ発見のきっかけ

区分	年度	担任教師	他の 教師	養護 教諭	SC ほか	アンケート 調査等	本人 から	本人の 保護者	他の児 童生徒	本人以 外の保 護者	地域 住民	関係 機関	その他
	R4	301	66	17	14	1,591	812	594	130	59	1	2	3
小学校	R5	506	95	9	3	1,749	865	796	178	50	3	11	0
	R6	487	99	10	3	2,191	879	921	193	62	2	8	3
	R4	72	53	7	5	715	236	198	48	29	0	1	0
中学校	R5	137	57	21	1	589	411	244	73	26	0	4	0
	R6	90	86	14	2	608	478	259	98	25	0	0	1
	R4	12	6	3	1	70	84	21	5	4	0	0	0
高校 特別支援	R5	21	9	0	3	104	159	36	13	10	0	0	0
	R6	22	11	0	0	100	131	53	18	11	0	0	0
	R4	385	125	27	20	2,376	1,132	813	183	92	1	3	3
合 計	R5	664	161	30	7	2,442	1,435	1,076	264	86	3	15	0
	R6	599	196	24	5	2,899	1,488	1,233	309	98	2	8	4

#### 4. いじめの熊様(複数回答)[上段は回答数、下段は各区分におけるいじめの認知件数に対する割合(%)]

+ <u>. 6.00</u>	<u> </u>			(	四百奴			1-0317	⊘6,000.	ノレノ記し入口
区分	年度	を言われる。口や脅し文句、嫌なこと冷やかしやからかい、悪	無視をされる。仲間はずれ、集団による	り、蹴られたりする。ぶふりをしてたたかれた軽くぶつかられたり、遊	する。たかれたり、蹴られたりたひどくぶつかられたりた	金品をたかられる。	てられたりする。れたり、壊されたり、捨金品を隠されたり、盗ま	り、させられたりする。と、危険なことをされた嫌なことや恥ずかしいこ	ことをされる。で、ひぼう・中傷や嫌なパソコンや携帯電話等	その他
	R4	1,967	613	937	196	38	334	510	137	64
	114	54.8	17.1	26.1	5.5	1.1	9.3	14.2	3.8	1.8
小学校	R5	2,392	641	922	237	60	249	598	102	49
11.7.1X	110	56.1	15.0	21.6	5.6	1.4	5.8	14.0	2.4	1.1
	R6	2,799	715	1,112	272	30	334	486	113	112
	0	57.6	14.7	22.9	5.6	0.6	6.9	10.0	2.3	2.3
	R4	899	207	176	28	13	100	84	132	15
		65.9	15.2	12.9	2.1	1.0	7.3	6.2	9.7	1.1
中学校	R5	1,006	185	184	46	18	84	125	179	8
		64.4	11.8	11.8	2.9	1.2	5.4	8.0	11.5	0.5
	R6	1,124	217	179	56	23	83	123	151	8
		67.7	13.1	10.8	3.4	1.4	5.0	7.4	9.1	0.5
	R4	136	18	22	0	3	10	17	19	4
	114	66.0	8.7	10.7	0.0	1.5	4.9	8.3	9.2	1.9
高校	R5	222	36	41	10	5	18	28	43	11
特別支援	110	62.5	10.1	11.5	2.8	1.4	5.1	7.9	12.1	3.1
	R6	203	33	46	3	6	26	26	33	3
	110	58.7	9.5	13.3	0.9	1.7	7.5	7.5	9.5	0.9
	R4	3,002	838	1,135	224	54	444	611	288	83
	1.47	58.2	16.2	22.0	4.3	1.0	8.6	11.8	5.6	1.6
合 計	R5	3,620	862	1,147	293	83	351	751	324	68
П н	1.0	58.5	13.9	18.6	4.7	1.3	5.7	12.1	5.2	1.1
	R6	4,126	965	1,337	331	59	443	635	297	123
	1.0	60.1	14.1	19.5	4.8	0.9	6.5	9.2	4.3	1.8

## 5. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

		3777117	> \> > > \		. 7 4 1 7 10 10 10 10
区分	年度	発生件数	第1号 ※1	第2号 ※2	第1, 2 <del>号</del> ※3
	R4	6	2	3	1
小学校	R5	13	2	6	5
	R6	9	3	5	1
	R4	9	1	4	4
中学校	R5	6	1	3	2
	R6	7	3	2	2
	R4	11	8	1	2
高校 特別支援	R5	12	6	1	5
	R6	11	6	2	3
	R4	26	11	8	7
合計	R5	31	9	10	12
	R6	27	12	9	6
-					

- ※1 法第28条第1項第1号規定「いじめ により当該学校に在籍する児童等 の生命、身体又は財産に重大な 被害が生じた疑いがあると認める とき」
- ※2 法第28条第1項第2号規定「いじめ により当該学校に在籍する児童等 が相当の期間学校を欠席すること を余儀なくされている疑いがあると 認めるとき」
- ※3 第1号規定と第2号規定の両方に 該当するもの

# 令和6年度 暴力行為の状況

栃木県教育委員会

# 1. 調査対象

本県公立学校[小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制・通信制)]

# 2. 暴力行為発生件数及び児童生徒1,000人当たりの発生件数

年 度	区 分	小学校	中学校	高 校	合 計
R4	発生件数	800	328	47	1,175
R4	1,000人当たりの発生件数	8.6	6.6	1.3	6.6
R5	発生件数	911	365	63	1,339
Ko	1,000人当たりの発生件数	9.9	7.5	1.8	7.7
R6	発生件数	1,397	516	65	1,978
Ru	1,000人当たりの発生件数	15.6	10.9	1.9	11.6

# 3. 暴力行為発生件数の内訳

区分	年度	対教師	生徒間	対人	器物損壊	合 計
	R4	205	499	2	94	800
小学校	R5	114	701	1	95	911
	R6	175	1,025	3	194	1,397
	R4	52	223	6	47	328
中学校	R5	42	258	4	61	365
	R6	26	405	10	75	516
	R4	7	29	1	10	47
高 校	R5	3	36	1	23	63
	R6	2	47	4	12	65
	R4	264	751	9	151	1,175
合 計	R5	159	995	6	179	1,339
	R6	203	1,477	17	281	1,978

# 令和6年度 長期欠席の状況

栃木県教育委員会

# 1. 調査対象

本県公立学校[小・中学校(義務教育学校を含む)、高等学校(全日制・定時制)]

## 2. 長期欠席者の状況

2. 長期欠	(m - D 0)	1000				理	由別長期	明欠席者	数			
							不登校	,,,,,,,, <u>,,</u>				
		人数及 び長期				* うち、		- 欠席して	いる者	新型コ		
区分	年度	欠席者 に占め	病気	経済的 理由			うち、90E	り上欠席し	ている者  第日数が	ロナウ イルス	その他	合計
		る割合							下の者 うち、出席 日数が 0日の者	の感染 回避		
		人数	368	0	1,558		673	114	29	330	684	2,940
	R4	割合(%)	12.5	0.0	53.0		(43.2)	(7.3)	(1.9)	11.2	23.3	100
U FR + +	DE	人数	980	0	1,945	1,440	917	135	43		451	3,376
小学校	R5	割合(%)	29.0	0.0	57.6	(74.0)	(47.1)	(6.9)	(2.2)		13.4	100
	R6	人数	1,050	0	2,187	1,595	1,003	153	41		412	3,649
	ΝŪ	割合(%)	28.8	0.0	59.9	(72.9)	(45.9)	(7.0)	(1.9)		11.3	100
	R4	人数	583	0	3,579		2,096	471	141	83	365	4,610
	114	割合(%)	12.6	0.0	77.6	$\setminus$	(58.6)	(13.2)	(3.9)	1.8	7.9	100
中学校	R5	人数	730	0	3,860	3,159	2,341	479	149		149	4,739
777	110	割合(%)	15.4	0.0	81.5	(81.8)	(60.6)	(12.4)	(3.9)		3.1	100
	R6	人数	679	0	3,796	3,108	2,272	481	141		122	4,597
	110	割合(%)	14.8	0.0	82.6	(81.9)	(59.9)	(12.7)	(3.7)		2.7	100
	R4	人数	951	0	5,137		2,769	585	170	413	1,049	7,550
	114	割合(%)	12.6	0.0	68.0		(53.9)	(11.4)	(3.3)	5.5	13.9	100
小中	R5	人数	1,710	0	5,805	4,599	3,258	614	192		600	8,115
合計	110	割合(%)	21.1	0.0	71.5	(79.2)	(56.1)	(10.6)	(3.3)		7.4	100
	R6	人数	1,729	0	5,983	4,703	3,275	634	182		534	8,246
	110	割合(%)	21.0	0.0	72.6	(78.6)	(54.7)	(10.6)	(3.0)		6.5	100
	R4	人数	199	1	758	/	76	14	6	7	52	1,017
l		割合(%)	19.6	0.1	74.5		(10.0)	(1.8)	(0.8)	0.7		100
高校	R5	人数	237	2	670	224	68	15	3		43	952
全日制		割合(%)	24.9	0.2	70.4	(33.4)	(10.1)	(2.2)	(0.4)		4.5	100
	R6	人数	225		788	293	75	5			18	1,034
		割合(%)	21.8	0.3	76.2	(37.2)	(9.5)	(0.6)	(0.3)		1.7	100
	R4	人数	66	1	232	//_	(05.0)	20	(4.7)	0		322
		割合(%)	20.5	0.3	72.0	110	(25.9)	(8.6)	(1.7)	0		100
高校 定時制	R5	人数	48	4	221	113	(10.0)	10	(1.0)		5	278
化时间		割合(%)	17.3	1.4	79.5	(51.1)	(18.6)	(4.5)	(1.8)		1.8	100
	R6	人数	42	4	245	128	54	6	(0.4)		16	307
		割合(%)	13.7	1.3	79.8	(52.2)	(22.0)	(2.4)	(0.4)		5.2	100
	R4	人数	265	2	990	//	136	(2.4)	(1.0)	7	75 5.6	1,339
<sub>+++</sub>		割合(%)	19.8	0.1	73.9	227	(13.7)	(3.4)	(1.0)	0.5		100
高校 合計	R5	人数	285	6	891	(27.9)	(12.2)	(2.9)	(0.8)		48	1,230
		割合(%)	23.2	0.5	72.4	(37.8)	(12.2)	(2.8)			3.9	100
	R6	人数	267	7	1,033	421	129	(1.1)	(0.2)		34	1,341
		割合(%)	19.9	0.5	77.0	(40.8)	(12.5) hの粉字	(1.1)	(0.3)		2.5	100

〔( )内の数字は、項目内の割合〕

<sup>\*</sup>令和5年度調査より追加

## 3. 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合

## (1)小中学校

	小当	学校	中等	学校	合計			
年度	不登校児童数 ※	不登校児童 の割合(%)	不登校生徒数 ※	不登校生徒 の割合(%)	不登校児童生徒数 ※	不登校児童生徒 の割合(%)		
R4	1,558	1.67	3,579	7.24	5,137	3.60		
R5	1,945	2.12	3,860	7.96	5,805	4.14		
R6	2,187	2,187 2.44		8.02	5,983	4.37		

# (2)高等学校(全日制・定時制)

	全F	日制	定时	寺制	合計				
年度	※ の割合(%)		不登校生徒数 ※	不登校生徒 の割合(%)	不登校生徒数 ※	不登校生徒 の割合(%)			
R4	758	2.30	232	24.71	990	2.92			
R5	670	2.07	221	23.71	891	2.68			
R6	788	2.48	245	25.71	1,033	3.15			

<sup>※</sup>不登校児童生徒数…1年間に「不登校」を理由として30日以上登校しなかった児童生徒数

## 4. 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答可)

〔上段は回答数、下段の構成比は各区分における不登校児童生徒数に対する割合〕

1		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
学材	区分 種 (	あった。いじめの被害の情報や相談が	た。 ぐる問題の情報や相談があっ いじめ被害を除く友人関係をめ	情報や相談があった。教職員との関係をめぐる問題の	出が見られた。学業の不振や頻繁な宿題の未提	あった。学校のきまり等に関する相談が	応による相談があった。 入学、転編入学、進級時の不適	相談があった。家庭生活の変化に関する情報や	情報や相談があった。親子の関わり方に関する問題の	があった。生活リズムの不調に関する相談	談があった。あそび、非行に関する情報や相	い等の相談があった。学校生活に対してやる気が出な	不安・抑うつの相談があった。	あった。別な教育的支援の求めや相談が障害(疑い含む)に起因する特	ての求めや相談があった。個別の配慮(13以外)につい	左記に該当なし
小监	把握した 事実	38	360	127	488	81	79	225	443	682	36	676	565	250	185	125
小学校	割合(%)	1.7	16.5	5.8	22.3	3.7	3.6	10.3	20.3	31.2	1.6	30.9	25.8	11.4	8.5	5.7
中学校	把握した事実	46	652	122	714	118	197	297	449	964	99	1,085	903	270	160	145
校	割合(%)	1.2	17.2	3.2	18.8	3.1	5.2	7.8	11.8	25.4	2.6	28.6	23.8	7.1	4.2	3.8
小中	把握した事実	84	1,012	249	1,202	199	276	522	892	1,646	135	1,761	1,468	520	345	270
小中合計	割合 (%)	1.4	16.9	4.2	20.1	3.3	4.6	8.7	14.9	27.5	2.3	29.4	24.5	8.7	5.8	4.5
全高	把握した事実	6	75	8	96	10	57	34	39	189	33	285	129	14	17	30
全 日 制	割合(%)	0.8	9.5	1.0	12.2	1.3	7.2	4.3	4.9	24.0	4.2	36.2	16.4	1.8	2.2	3.8
定時制 制	把握した事実	0	23	4	23	3	9	12	18	82	22	60	43	9	5	17
制校	割合(%)	0.0	9.4	1.6	9.4	1.2	3.7	4.9	7.3	33.5	9.0	24.5	17.6	3.7	2.0	6.9
高校合計	把握した事実	6	98	12	119	13	66	46	57	271	55	345	172	23	22	47
合計	割合(%)	0.6	9.5	1.2	11.5	1.3	6.4	4.5	5.5	26.2	5.3	33.4	16.7	2.2	2.1	4.5

# 令和6年度 中途退学の状況

栃木県教育委員会

# 1. 調査対象

本県公立学校[高等学校(全日制・定時制・通信制)]

# 2. 中途退学者数及び中途退学者の割合

	全E	日制	定	時制	通信	言制	全定证	鱼合計	全定合計			
年度	中途退 学者数 ※	中途退学 者の割合 (%)	中途退 学者数 ※	中途退学 者の割合 (%)	中途退 学者数 常の割合 (%)		中途退学者数 ※	中途退学者の 割合(%)	中途退学者数 ※	中途退学者の 割合(%)		
R4	195	0.59	98	10.44	22	2.29	315	0.90	293	0.86		
R5	275	0.85	85	9.09	33	3.31	393	1.15	360	1.08		
R6	247	0.78	77	8.10	34	3.24	358	1.06	324	0.99		

<sup>※</sup>中途退学者とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、 転学者及び学校教育法施行規則第69条第5号の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した 者は含まない。

# 3. 理由別中途退学者数及び構成比

		全日	日制	定明	寺制	通信	言制	全定证	五合計	全定	合計
		人数	構成比 (項目内) ※(%)	人数	構成比 (項目内) ※(%)	人数	構成比 (項目内) ※(%)	人数	構成比 (項目内) ※(%)	人数	構成比 (項目内) ※(%)
学業イ	下振	17	6.9	0	0.0	0	0.0	17	4.7	17	5.2
学校生	E活·学業不適応	113	45.7	35	45.5	13	38.2	161	45.0	148	45.7
進路刻	更	93	37.7	16	20.8	9	26.5	118	33.0	109	33.6
	別の高校への入学を希望	41	(44.1)	4	(25.0)	0	(0.0)	45	(38.1)	45	(41.3)
	専修・各種学校への入学を希望	2	(2.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.7)	2	(1.8)
	就職を希望	18	(19.4)	8	(50.0)	6	(66.7)	32	(27.1)	26	(23.9)
	高卒程度認定試験受験を希望	5	(5.4)	2	(12.5)	1	(11.1)	8	(6.8)	7	(6.4)
	その他	27	(29.0)	2	(12.5)	2	(22.2)	31	(26.3)	29	(26.6)
病気•	けが・死亡	2	0.8	17	22.1	5	14.7	24	6.7	19	5.9
経済的	<b>り理由</b>	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	0.3	1	0.3
家庭の	)事情	8	3.2	2	2.6	5	14.7	15	4.2	10	3.1
問題行	<b>丁動等</b>	12	4.9	6	7.8	0	0.0	18	5.0	18	5.6
その他	の理由	2	0.8	0	0.0	2	5.9	4	1.1	2	0.6
	숌 計	247	100	77	100	34	100	358	100	324	100

※構成比における()内の数字は項目内の割合